



福島医発第1573号(地)
平成22年10月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

児童虐待防止対策の推進について

標記の件について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加するとともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡を絶たない状況です。

本件は、こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けたと思われる児童を医療機関が発見した時には、児童相談所への通告や児童相談所が行う子どもの安全確認や調査への協力をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 通告先の周知について

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童相談所へ通告することが必要であること。この場合、通告者の秘密は守られることとなっています。
- 通告は、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」でその地域を担当する児童相談所につながることであります。

2. 子どもの安全確認について

通告を受けた児童相談所は、近隣住民やその他の者の協力を得つつ児童の安全確認や調査を行うこととなっており、こうした安全確認や調査について様々な御協力を頂きますよう、お願いいたします。

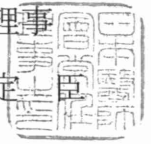
(地Ⅲ84)

平成22年9月8日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村 定 臣



児童虐待防止対策の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、児童虐待防止対策の推進について協力依頼がありました。

児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加するとともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡を絶たない状況となっております。

こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けたと思われる児童を医療機関が発見した時には、児童相談所への通告や児童相談所が行う子どもの安全確認や調査への協力をお願いするというものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇児発 0826 第3号
平成22年8月26日

社団法人日本医師会 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加するとともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡をたない状況にあります。

こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けた児童を早期に発見することは、周囲の大人の責務でもあり、児童の心身に重大な被害や影響を最小限にとどめるためにも大変重要です。

つきましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した時等には、下記の点について御配慮いただけるようお願い致します。

また、貴会・団体関係者等にもお伝え頂くなど御高配を賜れば幸いです。

記

1 通告先の周知について

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童相談所へ通告することが必要であること。この場合、通告者の秘密は守られることとなっています。
- 通告は、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」でその地域を担当する児童相談所につながることであります。

2 子どもの安全確認について

通告を受けた児童相談所は、近隣住民やその他の者の協力を得つつ児童の安全確認や調査を行うこととなっており、こうした安全確認や調査について様々な御協力を頂きますよう、お願いいたします。

(参考：昨年度の児童虐待防止推進月間のリーフレット)

主催：厚生労働省・内閣府

守ろうよ
未来を見つめる
小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに
悩んだときには 児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。



オレンジリボンには子ども
虐待を防止するというメッ
セージが込められています。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

0570-064-000

※一部地域では使えないことがあります。※PHSや一部の携帯電話からはつながりません。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

「あなた」からの児童相談所や市町村への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

また、市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係する様々な機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、関係機関の十分な連携・協力が大変重要です。

ネットワークの関係機関

●児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所
●幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」がいた時の連絡は・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつながります。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

平成21年10月1日より「児童相談所全国共通ダイヤル」の運用を開始します。

※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。
(ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません。)
※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)
※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

最寄りの児童相談所の所在地などは

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html> で見る您可以通过。